



神戸市会議員 (須磨区) せいいち 33才 むらの誠

「人は人の為に尽すを以って本分とすべし」

曾祖父 村野山人 (神戸村野工業高等学校創立者)
の遺志を継ぎ政治家を志す

所属政党 無所属

所属会派 自民党市会議員団

所属委員会 建設水道委員会 (副委員長)
都市活力の創造に関する特別委員会

経歴

- ・昭和49年2月2日 神戸市須磨区に生れる
- ・須磨浦小学校 卒業
- ・高倉中学校 卒業
- ・とび職として働きながら、大学入学資格検定取得
- ・芦屋大学(教育学部) 卒業
- ・兵庫県議会議員 故 伊田 宏 秘書
- ・衆議院議員 砂田圭佑 秘書
- ・平成19年 神戸市会議員選挙 2期目当選
- ・神戸青年会議所 会員
- ・神戸南ライオンズクラブ 会員

外郭団体、見直しへ!

<平成19年度 第3回定例会市会 代表質問 2007.9.27>

質 むらの議員

本市の外郭団体はピーク時の平成7年には64団体あり、現在は統廃合され47団体が存続しております。しかし、まだこの中には、多数、存在意義自体に疑問を持たざるを得ない団体があり、抜本的に外郭団体を見直すべきと考えますが、以下数点お伺い致します。



質1 財政負担の問題について: むらの議員

平成18年度決算において、外郭団体に対し、約73億円の補助を行い、約928億円にものぼる貸付を行っておりますが、その点についてお伺いします。

答1 矢田市長

財政的関与について、住宅供給公社の特優賃の入居者負担の助成や、地域医療振興財団では、市民病院と同様に西神戸医療センターの負担など、個別に判断しております。また貸付金には、新交通の整備や、埠頭公社のバス整備など制度上の貸付があり、厳しい財政状況の中、まちの発展のために必要性を検討しながら実施してまいります。

各指定都市の外郭団体数(平成19年度)

順位	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
都市名	大阪市	神戸市	名古屋市	仙台市	横浜市	京都市	札幌市	福岡市	川崎市	北九州市	広島市	さいたま市	浜松市	千葉市	堺市	新潟市	静岡市
団体数	60	47	43	43	42	40	37	36	31	27	26	23	22	22	21	21	14

外郭団体とは

神戸市と人的・資金的及び業務内容において極めて強い関連性を有する法人。(神戸市が資本金等の概ね25%以上を出資又は出損している法人)

質2 天下りについて: むらの議員

公務員の再就職、いわゆる天下りについては、市民国民の関心が非常に高い問題であります。神戸市では依然として外郭団体の代表者に多くの市OBが再就職をしており、職員の再就職先の確保のために外郭団体が存在していると市民に誤解を招きかねないが如何でしょうか?

答2 矢田市長

外郭団体の経営トップについては、民間人材活用の観点から積極的な見直しを行ってきており、現在14団体12人の民間の方に就任していただいております。

ただ、事業内容によっては、行政との密接な連携が求められるケースもあり、実務経験豊富な市OB等からの登用も含め、適切な人材を選任することが必要と考えております。

質3 統廃合について: むらの議員

本市は、現在47の団体を抱えており、政令指定都市の平均団体数を大幅に上回っております。市民の目線から本当に必要な団体かどうかを見極め、思い切った統廃合を断行すべきと考えます。また、市長は平成18年8月30日の定例記者会見で「5つ前後の外郭団体の統廃合を考えている」と発言されておりますが、具体的に団体名を示して頂きたい。

答3 矢田市長

記者会見での「5,6団体の統廃合について」は、神戸勤労福祉財団と神戸市シルバー人材センターの統合を念頭においていたので、「5,6団体くらい」と申し上げました。

ただ、これに限ったことではなく、設立当初の目的を果たし、外郭団体で実施する意義が失われ、民間事業者によってもサービス提供の安定性・継続性が確保できるような場合など、今後も検討を進めていく必要があると考えております。(議事録要約抜粋)



市の外郭団体再編に意欲
 ■矢田立郎神戸市長 二十七日の市議会での市外郭団体について「時代に合っているか必要性を見直さなければならぬ」として再編に意欲を示した。具体的な検討対象として雇用に関する調査などを手掛ける「神戸勤労福祉振興財団」、高齢者の就業に関する情報収集などを手掛ける「神戸市シルバー人材センター」などを挙げた。

[2007年9月28日 日本経済新聞]

現業職員給与、見直しへ!

質 むらの議員 <平成19年度 第3回定例会市会 代表質問 2007.9.27>

平成19年7月に総務省が、地方公共団体の技能労務職員等の給与月額について調査をし、民間企業の同業種と比較をしております。これによりますと、公務員、いわゆる現業職員の給与は民間の約5割から7割増しとなっております。そもそも、現業職員の給与は、地方公務員法ではなく「地方公営企業等の労働関係に関する法律」いわゆる地方企労法に基づき定められております。地方企労法の第7条によると「職員の賃金その他の給与、労働時間、休憩、休日及び休暇に関する事項」とあり、これを根拠とし団体交渉によって職員の給与が決められております。

しかし、どのような基準や交渉を経て金額が決められたのか?他の政令市に比べても高い水準となっており、市民感覚からするとはなはだ疑問に感じます。

地方財政逼迫の原因の1つに、この現業職員の人件費があげられますが、行財政改革を進める本市において、このような官民の給与較差についてどのように考えているのか、見解をお伺いします。

給与比較(約)	神戸市	民間
清掃職	52万円	30万円
学校給食員	39万円	26万円
バス事業運転手	51万円	35万円
用務員	45万円	23万円
守衛	51万円	23万円
電話交換手	42万円	21万円

答 梶本副市長

本市における労務職の給与については、他都市同様、労使協議を経て定めているところであります。現時点での給与水準は、高い水準となっており、具体的に給与の本俸では15政令市中7位ですが、地域手当や通勤手当、時間外手当など手当関係の合計では15政令市中1番となっており、これは決して好ましいことではないと思っております。総務省より給与の点検を実施し、可能なものは平成20年度から取り組むよう指導されておりますので、特殊勤務手当や時間外勤務手当を始めとする諸手当や給与全般にわたり、総合的に分析し、できれば、政令市中、中位程度の水準を目標において更なる見直しを図って参ります。

(議事録要約抜粋)



市会本会議

現業の給与見直しへ

政令市最高額 清掃職やバス運転手

神戸市会は二十七日、本会議を再開し、五議員が二〇〇六年度決算に関する質問をした。諸手当を含めると、現業部門の職員の給与が全十五の政令指定都市の中で最も高いことから、市は見直す方針を明らかにした。

(岡西篤志)

総務省の調査をもとに、市の清掃職やバス運転手など現業部門と民間の同職種の給与月額を比較した市議は、民間に比べ五〜七割も上回ることを指摘。地方財政を逼迫させる要因の一つに人件費があることを踏まえ、官民の格差について質問した。

梶本日出夫副市長は、「特殊勤務手当や時間外手当をはじめとする諸手当が、政令市で一番高いのは、市民からみても好ましくない。再度見直しを進め、全政令市中、中位程度までもっていきたい」と答弁した。

[2007年9月28日 神戸新聞]

須磨海岸、条例制定へ!

質 むらの議員 <平成19年度 第3回定例会市会 代表質問 2007.9.27>

須磨海岸は、阪神間で唯一の自然海岸として貴重な海岸であり、海水浴場としても多くの市民に親しまれております。

しかし、近年、違法駐車、ごみ、花火の問題など無秩序な状態となっており、特に深刻な問題は、サンドバギーの乗り入れであります。周辺の迷惑も顧みず、我がもの顔で砂浜を走行し、非常に危険な状態であります。神戸市も管理者として再三にわたり注意しておりますが、全く改善されておられません。転落事故や海水浴客を巻き込んでの人身事故が起こる前にしっかりと対応する必要がありますが、警察当局も条例や法規がないため、取り締まることができない状態にあります。

全ての利用者が安全に快適に過ごせる海水浴場としてバギーをはじめとする危険行為を、条例化を含め警察が取り締まれるような規制をすべきと考えますが如何でしょうか?

答 鵜崎副市長

須磨海岸での禁止行為に対しては、海岸管理者として様々な対策を講じてきたが、現行の対策だけでは限界があるのも事実であり、厳しい状況を踏まえると、一定の結論を出すべき時期に来ているのではないかと考えております。今後警察等関係機関とより具体的な協議を進め、できるだけ早く方針を立てていきたい。皆様に安心して楽しめる美しい海岸になるよう、全力を尽くしていきたいと考えております。

(議事録要約抜粋)

条例制定し制限も視野
須磨海岸のサンドバギー
須磨海岸の現状
指導を繰り返してきた経緯に触れ、「現行の対策では限界で、一定の方向性を出すべき時期に来ている。県警と協力し、できるだけ早期に強制力のある対策を講じていきたい」と、条例化も含め対応を急ぐことを示した。

答弁した鵜崎副市長は、これまで注意・

[2007年9月28日 神戸新聞]

いつでも気軽にご相談ください。

TEL (078) 739-8889

http://www.murano.gr.jp

自由民主党神戸市会議員団 須磨区第2支部

神戸市会議員 むらの誠一事務所

〒654-0053

神戸市須磨区天神町3丁目2-45

FAX (078) 739-8887

